

クロスハート石名坂・藤沢

(介護予防)短期入所者生活介護
重要事項説明書

クロスハート石名坂・藤沢 （介護予防）短期入所者生活介護 重要事項説明書

施行日 令和6年8月1日

1. 事業の目的と運営方針

要介護及び要支援状態にある方に対し、適正な(介護予防)短期入所者生活介護を提供することにより要介護及び要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設について

施設名： クロスハート石名坂・藤沢
 指定番号： 1472203643
 所在地： 藤沢市本藤沢1-10-14
 管理者の氏名： 石川 雅史
 電話番号： 0466-84-3033
 FAX 番号： 0466-84-3031
 指定を受けた地域： 藤沢市

(1) 施設の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	—	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	0名	1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名	0名	1名
看護師もしくは准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名	0名	1名
介護職員	介護業務	2名	3名	5名

(2) 施設の概要

① 定員 11名

② 居室 11室（全室個室）

各居室には、ベット・ナースコール・テレビ（無料）・タンス・冷暖房・空調設備を備えています。

③ 食堂

3階 25.00㎡

④ 浴室

3階 一般浴槽を備えた浴室 1か所 10.80㎡

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 食事

- それぞれの方の身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、栄養士が作成した献立に基づいた食事の提供に努めます。

② 入浴

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- 重度の障害がある利用者についても、身体状況に応じた設備を使用して入浴介助をいたします。

③ 排泄

- 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 自立への支援

- 契約書の自立支援のために離床して食事をとって頂くことを原則としています。
- 重度化防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われる援助します。
- シーツの交換は適宜実施します。

⑤ 送迎

- 藤沢市内、横浜の一部、茅ヶ崎の一部、鎌倉市の一部の片道10km以内とする。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該(介護予防)短期入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。その他の利用料は別紙に定める通りです。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ご利用中に体調の変化があった際には施設の従業者にお知らせ下さい。
- 施設内の機械及び設備の利用を希望される際は、あらかじめ従業者に声をかけて下さい。
- 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、固く辞退させていただきます。

6. 非常災害対策

施設は、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上利用者及び入所者、従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他の必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 入所者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します：

苦情対応担当者：生活相談員 名古屋 裕太
ご利用時間： 月～日曜日 午前9時～午後6時
ご利用方法： 電話 0466-84-3033

また、次の公的機関においても、苦情の申し立てができます：

第三者機関や行政

・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

TEL 045-329-3447

・神奈川県保健福祉局高齢施設課

TEL 045-210-4856

・神奈川県保険福祉局福祉監査指導課

TEL 045-210-1111（代表）

・藤沢市福祉健康部介護保険課

TEL 0466-25-1111（代表）

・茅ヶ崎市高齢福祉介護課

TEL 0467-82-1111

・鎌倉市役所高齢者いきいき課介護保険担当

TEL 0467-61-3947

- ・横浜市戸塚区役所高齢・障害福祉課
TEL 045-866-8484（代表）
- ・横浜市栄区役所高齢者支援課
TEL 045-894-8415

13. 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称:	湘南長寿園病院
住所:	藤沢市白旗1丁目11番1号
電話:	0466-82-7311
診療科目:	内科、胃腸科、リハビリテーション科
施設からの距離:	約1キロ（所要時間は車で10分）

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(介護予防)短期入居者生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項について交付し、説明しました。

<施設>

所在地 神奈川県藤沢市本藤沢 1 - 1 0 - 1 4

施設名 クロスハート石名坂・藤沢

管理者名 石川 雅史 印

説明者 名古屋 裕太 印

私は、契約書及び本書面により、施設から指定(介護予防)短期入居者生活介護サービスについて重要事項説明書ならびに個人情報の取り扱いについて交付・説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人> (ご家族・保証人・法定後見人)

住所

氏名 印

(続柄)

ご家族または保証人・法定後見人いずれか 1 名以上がご記入下さい

(別紙1)

1. 利用料金表

介護保険に係る利用料 (自己負担額 1割～3割)			【基本サービス費】				
			要介護度	日 額	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
			要支援1	4,807円	481円	961円	1,442円
			要支援2	5,980円	598円	1,196円	1,794円
			要介護1	6,427円	643円	1,285円	1,928円
			要介護2	7,163円	716円	1,433円	2,149円
			要介護3	7,941円	794円	1,588円	2,382円
			要介護4	8,687円	869円	1,737円	2,606円
			要介護5	9,423円	942円	1,885円	2,827円
			【算定加算各種】				
・送迎加算(片道)			自己負担額(1 割)	自己負担額(2 割)	自己負担額(3 割)		
			197円	393円	589円		
・サービス提供体制強化加算Ⅲ(日額) (区分支給限度額の算定対象外)			自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)		
			7円	13円	19円		
・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			利用総単位数×13.6%×10.66の1割～3割 ※10.66=藤沢市の地域加算 (4級地加算)				
(区分支給限度額の算定対象外)							
1日あたりの利用料			介護保険負担限度額認定者以外				
内 訳	滞 在 費	3,200円					
	食 費	1,534円(1人あたり) ・内訳(朝食307円、昼食409円、夕食716円、おやつ102円)					
1日あたりの利用料			介護保険負担限度額認定者				
内 訳	滞 在 費	第1段階	550円				
		第2段階	550円				
		第3段階	1370円				
	食 費	第1段階	300円				
		第2段階	650円				
		第3段階①	1000円	第3段階②	1300円		
利用料金に含まれない費用			・個別レクリエーション 実費 ・クリーニングの外部委託 実費 ・訪問理美容 実費				

2. その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者のご希望によるもの)	
理美容代	実費(カット 1570円 髭剃り 830 円)	
送迎料 (送迎範囲以外の送迎 を実施する場合)	片道1Kmにつき100円×実測定距離 上記以外は要相談	距離の計測は、送迎範囲を越えた 時より計測開始し、ご利用者の自宅 前へ駐車した距離にて算出します

3. その他

- (1) 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- (3) 施設は、上に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- (4) 施設は、上に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

個 人 情 報 の 取 り 扱 い に つ い て

社会福祉法人伸こう福祉会、クロスハート石名坂・藤沢（介護予防）短期入所者生活介護は個人情報の取り扱いについて、以下の通りに公表いたします

1 使用目的

- (1) サービス計画の立案のため。
- (2) 円滑なサービス提供のために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) サービス提供事業者、行政機関及び民生委員等との連絡調整のため。
- (4) ご家族等へのご利用者の身体状況等の説明のため。
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合。
- (6) 事故、災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため。
- (7) 介護保険の給付管理に係る事務及び会計事務のため。
- (8) 業務の維持改善のための基礎資料として。

2 個人情報第三者への提供について

当事業所では、ご利用者の同意を得ることなく、ご利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、法令に基づく場合（介護保険法における不正受給者に係る市町村への通知等）、ご利用者の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、ご利用者の同意を得ることが困難なときはこの限りではありません。

3 個人情報の取り扱いを外部の業者に委託する場合について

当事業所が保有する個人情報について、外部の業者に委託するときは、必要な契約を締結し、適切な管理・監督を行います。

4 個人情報の開示、苦情の申し立てについて

当事業所が保有する個人情報に関する開示、訂正、削除、利用停止、提供拒否及び苦情につきましては、下記の窓口で受け付けいたします。

個人情報受付担当	(相談員) 名古屋 裕太
個人情報管理責任者	(管理者) 石川 雅史
電話番号	0 4 6 6 - 8 4 - 3 0 3 3
FAX 番号	0 4 6 6 - 8 4 - 3 0 3 1

4 安全管理

当施設では、個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざんを防止し、安全管理を徹底いたします。また職員教育を継続し、個人情報の適切な取り扱いを指導して参ります。

以 上

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、社会福祉法人伸こう福祉会 クロスハート石名坂・藤沢（介護予防）短期入所者生活介護が、下記の利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1 利用目的

- （１） サービス計画の立案のため。
- （２） 円滑なサービス提供のために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- （３） サービス提供事業者、行政機関及び民生委員等との連絡調整のため。
- （４） ご家族等へのご利用者の身体状況等の説明のため。
- （５） かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合。
- （６） 事故、災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため。
- （７） 介護保険の給付管理に係る事務及び会計事務のため。
- （８） 業務の維持改善のための基礎資料として。

2 使用する期間

令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日まで
但し、（介護予防）短期入所者生活介護契約書第２条第の規定により、個人情報の使用についても自動更新されるものと致します。

3 使用条件

- （１） 個人情報の提供は必要最低限とし関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２） 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について、経過を記録し、請求があれば開示すること。